

季刊

労働おきなわ

2012 Spring

No.117



沖縄県商工労働部労政能力開発課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

◆ Relay Essay

日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）

事務局長 高良 恵一…………… 1

◆ 平成23年労働組合基礎調査結果の概要…………… 2

◆ 地域で育てるキャリア教育～沖縄型ジョブシャドウイング
をとおして…………… 4

◆ 沖縄県ワークライフバランス認証企業の紹介…………… 5

◆ INFORMATION

・平成24年度前期技能検定受検の案内…………… 6

・「平成24年度前期技能五輪沖縄県予選大会」参加希望
選手募集…………… 7

・中小企業を応援する業務改善助成金のお知らせ…………… 8

・改正育児・介護休業法が全面施行されます…………… 10

・平成24年度労働基準監督官採用試験…………… 12

・沖縄県ワークライフバランス企業認証制度…………… 13

◆ 労働相談…………… 14

◆ 労働委員会だより…………… 15

◆ 労働経済指標…………… 16



◀表紙の写真

日本に自生する原種ユリ15種類の一つ「テッポウユリ」は自生地の中では伊江島が一番早く開花します。

約86,000m²の広大な公園内に咲き誇る20万球・100万輪のテッポウユリの白いじゅうたん。真っ青な海と白いユリの鮮やかなコントラストが楽しめます。



安心して働くことのできる
職場環境づくりに向けて

日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）
事務局長 高良 恵一

連合沖縄事務局長に就任して約3ヶ月が過ぎた。これまで経験してきた職場労組の活動と比較して、連合運動の幅の広さに戸惑い、各種課題の対応に四苦八苦しながら時間だけが過ぎてしまった感がある。連合運動の中でも、「労働相談」に関してはまったく初めての経験で、日々寄せられる相談内容の深刻さと件数の多さに驚かされる。

連合沖縄には、相談を受ける認定資格を持ったスタッフがおり、仕事等に関する悩みを抱える方々の来所や電話での訴えに対応し、日々の相談記録の作成、解決に向けた進捗管理、必要に応じた行政対応など、適切なアドバイスをテキパキとこなしているもののその多忙さに接し、事務局を預かる身としては心が痛む。

連合では、去った2月1日から3日までの3日間、取り組みの集中と強化を目的に、「全国一斉労働相談ダイヤル」を実施、全国で約970件（中間報告件数）、連合沖縄にも14件の相談が寄せられた。その主な内容は、残業代を含む賃金の不払い、年次休暇を与えないなどの長時間労働、雇用保険に加入してくれない等の保障制度不備であり、ほとんどは労基法をはじめとした法令違反であることは明らかだ。また、連合に労働相談を訴えてくる方々のほとんどが、職場に労働組合がないことは特筆しておきたい。職場や仕事に不安や不満を感じても、一緒になって声を上げる仲間が存在しないのだ。勇気を振り絞り、一人で雇い主へ立ち向かったものの、「いやなら辞めてくれ」と恫喝や解雇を言い渡されたという事例は珍しくもない。

極端な例では、職場改善に向けた従業員の連帯意識さえも邪魔な思想だと寸断・分解をはかるような不可解な経営者にも出会うことさえある。仕事を通し生活や家族を守るため、「自分さえ我慢すれば」との思いを持ち、不当な扱いにも泣き寝入りをさせられている労働者がいかに

に多いことか。まして、パート・派遣・契約社員など、いわゆる非正規社員といわれる労働者には、その身分の不安定さからなお更のことと想像出来る。

日本社会が元気であったころ、企業は人材の確保と育成に力を入れることで「人財」に変え、その「人財」の能力発揮が企業発展や社会活力を生み出す源泉としていたはずだ。今、企業経営者の多くは、「収益確保と経営効率」に傾斜し、「人財」を生産とコストコントロールの為のツールとしてしまっている。そのことが、日本社会の閉塞感の要因となっているのではないのか。労働者は不安と不満を抱え、モチベーション維持・向上どころか仕事に向き合う意識さえも萎縮させられているように思える。

連合にとって雇用の確保や拡大は最重要課題であり、失業率の動向には常に注意を払い、改善を願うものである。一方、離職を余儀なくされている労働者にも目を向け、その理由についても分析を行っていくことが重要であろう。人間が人間らしく尊重され、安心・安全に働く職場環境の確保に向けたチェックも怠ってはならない取り組みである。厳しい競争社会の中で、効率的な生産とサービスを提供し利益確保のうえ企業を経営することは、生易しいことでないことは十分に承知している。

企業経営を通し地域社会に貢献・還元を果たすとした企業理念に、自らの社員や従業員の安心と安全を確保する人への「優しさ」を加えてほしい。連合沖縄は、悩みを抱える労働者からの相談に、通年的な取り組みを継続していくこととあわせ、行政機関の持つ企業への監督・指導力を十分に発揮していただくことをお願いしたい。

平成23年労働組合基礎調査結果の概要

○ 労働組合及び労働組合員の状況

平成23年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は506組合、労働組合員数は58,486人で、前年に比べ、労働組合数は2組合の増(0.4%)、労働組合員数は300人の減(△0.5%)となった。

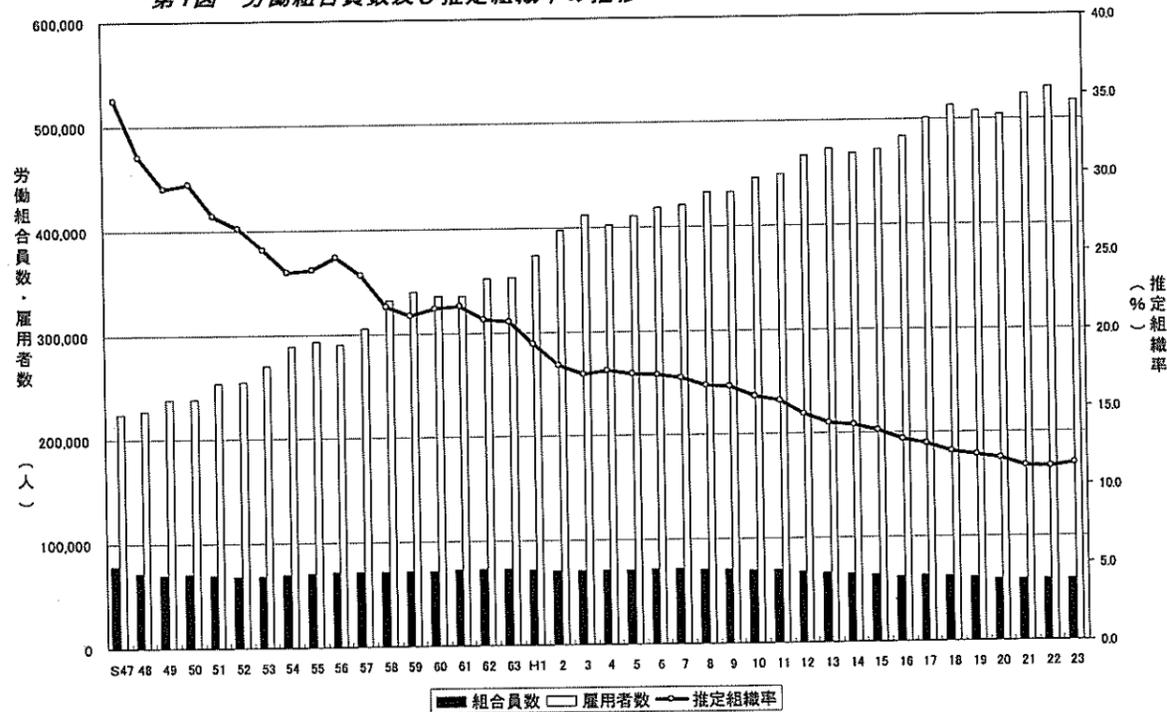
また、推定組織率は、11.3%となり、前年の11.1%から0.2ポイントの上昇となった。(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
H18	493	62,044	513,000	12.1	△32	△1,244	△6.1	△2.0
19	518	60,531	507,000	11.9	25	△1,513	5.1	△2.4
20	508	59,030	504,000	11.7	△10	△1,501	△1.9	△2.5
21	512	58,636	524,000	11.2	4	△394	0.8	△0.7
22	504	58,786	530,000	11.1	△8	150	△1.6	0.3
23	506 (333)	58,486	517,000	11.3	2	△300	0.4	△0.5

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



○ 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)」は、41,112人で、昨年より665人増加(1.6%)しており、労働組合員数全体に占める割合(構成比)は70.3%で、前年に比べ0.5ポイント上昇した。

「沖縄県労働組合総連合(県労連)」は、4,714人で、723人減少(△13.3%)しており、構成比は8.1%で、1.2ポイント低下した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,660人で、242人の減少(△1.9%)、構成比は21.6%で、前年より0.3ポイント低下した。(第2表)

第2表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

上部団体	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	506 (333)	58,486	100.0	100.0	2	△300	0.4	△0.5
連合沖縄	329 (198)	41,112	65.0	70.3	5	665	1.5	1.6
県労連	46 (26)	4,714	9.1	8.1	△3	△723	△6.1	△13.3
その他	131 (109)	12,660	25.9	21.6	0	△242	0.0	△1.9

○ パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は73組合、パートタイム労働組合員数は5,007人で、前年に比べ29組合増加(65.9%)し、パートタイム労働組合員数も644人の増加(14.8%)となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合(構成比)は8.6%で、前年に比べ1.2ポイント上昇し、また、推定組織率も4.8%と、前年より0.3ポイント上昇した。(第3表)

第3表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)	短時間雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
H18	27	3,951	6.4	98,000	4.0	△1	194	△3.6	5.2
19	31	4,068	6.7	84,000	4.8	4	117	14.8	3.0
20	48	4,065	6.9	91,000	4.5	17	△3	54.8	0.1
21	41	4,701	8.0	98,000	4.8	△7	636	△14.6	15.6
22	44	4,363	7.4	96,000	4.5	3	△338	7.3	△7.2
23	73 (44)	5,007	8.6	104,000	4.8	29	644	65.9	14.8

(注) 「短時間雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

地域で育てるキャリア教育

～沖縄型ジョブシャドウイングをとおして～

東京都で義務教育初の民間人校長となり、学校と地域をつなげた「地域本部」、授業と世の中をつなげた「よのなか」科などの仕組みを考案した藤原和博氏（杉並区立和田中学校前校長）を迎え「地域で育てるキャリア教育」フォーラムを2月9日浦添市でだこホールで開催しました。

藤原さんの基調講演では、今日の多様化する成熟社会では、物事を処理する情報処理力ではなく、やわらかさ、つなげる力の情報編集力が必要と理論的に紹介しました。

また、生徒たちの家庭環境が複雑になる中、教師だけで学校を運営するのは困難であり、地域との関わりが必要であると強調されました。

パネルディスカッションでは、名桜大学の宮平栄治教授がコーディネートし、慶應義塾大学大学院の高橋俊介特任教授、儀間裕芳城辺小学校長、佐久間篤うま市企業立地雇用推進課長、末吉司NPO法人HICO理事長、仲西利文(株)トーセ沖縄その他事業課長により、ジョブシャドウイングをとおしての成果、課題など、いろいろな角度からの意見が交わされました。

多くの方が参加し、地域が連携したキャリア教育のあり方について考えるきっかけとなりました。



～沖縄県ワークライフバランス認証企業をご紹介します～

県では、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について企業独自の取り組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として、平成19年10月に「沖縄県ワークライフバランス企業認証制度」をスタートしました。

ワークライフバランス企業として認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の「一般事業主行動計画の策定・届出」プラスαの取り組みが求められます。平成23年度（平成24年2月現在）に認証された企業と、それぞれの取り組みの一部をご紹介します。

第24号 オリオンビール 株式会社

代表取締役社長 嘉手苺 義男

所在地 浦添市宇城間1985-1

<取り組み内容>

- ・小学校就学前の子を養育する社員も短時間勤務制度の対象
- ・扶養家族の人数に応じた家族手当を支給

第25号 日本アイビーエム・ビジネスサービス 株式会社

代表取締役社長 立花 忠恒

所在地 那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル7F

<取り組み内容>

- ・6歳未満の子を養育する社員が託児所を利用している場合、毎月一定額の補助費を支給（上限5,000円/月）
- ・育児休業の対象となる子の上限年齢を2歳までとする

第26号 沖縄菱電ビルシステム 株式会社

代表取締役社長 沖本 満憲

所在地 那覇市久茂地1-3-1 久茂地セントラルビル2階

<取り組み内容>

- ・配偶者出産休暇制度（2日）を就業規則等に明記
- ・職業家庭両立推進者選任・相談窓口の設置

第27号 株式会社 プロトデータセンター

代表取締役 白木 享

所在地 宜野湾市大山7-10-25 プロト宜野湾ビル

<取り組み内容>

- ・女性の育児休業取得率100%
- ・小学校就学始期までの子を養育する社員も短時間勤務制度の対象

第28号 株式会社 沖縄環境分析センター

代表取締役社長 西銘 史則

所在地 宜野湾市真栄原3-7-24

<取り組み内容>

- ・女性の育児休業取得率100%
- ・男性の育児休業取得者あり（過去1回）

申請書の提出・問い合わせは 沖縄県商工労働部労政能力開発課（TEL.866-2366）まで

▼要綱・様式のダウンロードは下記URLからできます

「沖縄県トップ」>「産業・仕事」>「雇用・労働」>「労政福祉」

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=14934&page=1>

試験 平成24年度前期技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成24年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付		平成24年4月9日(月)から4月18日(水)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表	平成24年5月28日(月)
	実施	平成24年6月4日(月)から8月12日(日)まで★ 平成24年6月4日(月)から9月9日(日)まで
学科試験		平成24年7月22日(日)★ 8月19日(日)、8月26日(日)、8月29日(水)、9月2日(日)
合格発表		平成24年8月24日(金)★ 平成24年9月28日(金)

★写真を除く3級職種が対象

実施職種

1・2級(26職種36作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		シーリング防水工事作業
	夕外板金作業	FRP防水工事作業	
工場板金	打出し板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		鋼製下地工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	熱絶縁施工	ボード仕上げ工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業		保温保冷工事作業
家具製作	家具手加工作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
建具製作	木製建具手加工作業	表装	壁装作業
印刷	オフセット印刷作業	塗装	木工塗装作業
	石材施工		石張り作業
石積み作業			金属塗装作業
とび	とび作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
左官	左官作業	写真	肖像写真デジタル作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

3級(7職種10作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	機械保全	機械系保全作業
造園	造園工事作業		電気系保全作業
機械加工	普通旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	写真	肖像写真作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

単一等級(3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハットマーカ工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

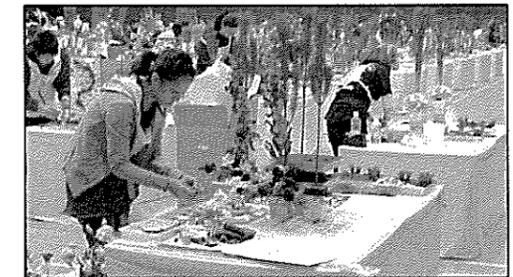
※ 路面標示施工は学科試験のみ実施。

募集

「平成24年度前期技能五輪沖縄県予選大会」 参加希望選手募集!

受付期間:平成24年4月9日(月)~4月18日(水)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会(平成24年10月予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。



第49回技能五輪全国大会
(フラワー装飾作業)

1 競技職種

- 普通旋盤作業
- タイル張り作業
- 左官作業
- 家具手加工作業
- 木製建具手加工作業
- 婦人子供注文服製作作業
- フラワー装飾作業

2 競技日程

- 競技課題公表 平成24年5月28日(月)
- 競技日 平成24年6月4日(月)~9月9日(日) ※期間中、競技ごとに定められた日

3 参加資格

昭和64年1月1日以降に生まれた者(23歳以下)
※学歴、実務経験年数の制限なし

4 選抜の方法

当該職種に係る技能検定2級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料

16,500円

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会
〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
(TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

業務改善助成金

中小企業を応援する

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

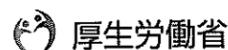
時給800円未満の従業員を雇用する社長さん!
賃金と業務の改善を国が応援!
まずは相談を!!

ご存知ですか?

お問い合わせ、申請は
沖縄労働局労働基準部賃金室へ

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F
☎ 098(868)3421

厚生労働省ホームページアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)
最低賃金に関する特設サイトアドレス (<http://www.saiteichingin.info/>)



支給の要件

- ①賃金改善計画
事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。
※1年当たりの賃金引上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。
- ②業務改善計画
申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。
※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)
※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。
※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

沖縄県最低賃金総合相談支援センター
〒901-0152 那覇市小祿1831-1
沖縄産業支援センター6階
☎ 098(859)6120

北部地区最低賃金相談支援コーナー
〒905-0006 名護市宇字茂佐1399-2
北部会館4階
☎ 0980(54)4700

中部地区最低賃金相談支援コーナー
〒901-2224
宜野湾市真志喜1-11-11
☎ 098(897)0111

お問い合わせ・申請先

沖縄労働局労働基準部賃金室
〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F
☎ 098(868)3421

厚生労働省ホームページアドレス……………<http://www.mhlw.go.jp/>
最低賃金に関する特設サイトアドレス……………<http://www.saiteichingin.info/>



改正育児・介護休業法が 全面施行されます！

従業員数が100人以下の事業主の皆さま！

平成24年7月1日から

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた制度(①短時間勤務制度、②所定外労働の免除、③介護休暇)が、従業員数が100人以下の企業も適用になります。

1 短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

< 制度の概要 >

○ **事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。**

- 短時間勤務制度は、就業規則等に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとしなければなりません。

< 対象となる従業員 >

短時間勤務制度の対象となる従業員は、以下のいずれにも該当する男女労働者です。

- ① 3歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
- ② 日々雇用される労働者でないこと。
- ③ 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
- ④ 労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。

以下のア)～ウ)の従業員は労使協定により適用除外とする場合があります。

- ア) 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- ウ) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

※ このうち、ウ)に該当する従業員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、以下のいずれかの制度を講じなければなりません。

- (a) 育児休業に関する制度に準ずる措置
- (b) フレックスタイム制度
- (c) 始業・終業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤の制度)
- (d) 従業員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

< 手続き >

短時間勤務制度の適用を受けるための手続きは就業規則等の定めによります。

こうした定めについては、事業主は、適用を受けようとする従業員にとって過重な負担を求めることにならないよう配慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限など他の制度に関する手続きも参考にしながら適切に定める必要があります。

2 所定外労働の免除

< 制度の概要 >

○ **3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。**

< 対象となる従業員 >

原則として3歳に満たない子を養育する全ての男女従業員(日々雇用者を除く。)が対象となります。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には、対象となりません。

< 手続き >

所定外労働免除の申出は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、申出は何回もすることができます。

3 介護休暇

< 制度の概要 >

○ **要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることで、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。**

- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。)、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア)対象家族の介護、イ)対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

< 対象となる従業員 >

原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女従業員(日々雇用者を除く。)が対象となります。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には、対象となりません。

< 手続き >

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出る必要があります。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は、事後となっても差し支えないこととすることが必要です。

～ 改正育児・介護休業法に関するお問い合わせは 沖縄労働局雇用均等室まで ～
TEL (098)868-4380 沖縄労働局ホームページ
(新着情報:「改正育児・介護休業法の内容、規定例」)

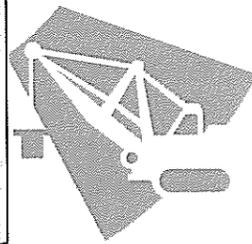
平成24年度 労働基準監督官採用試験

○受験資格

- (1)昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者
- (2)平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
- ①大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

○試験の程度

大学卒業程度

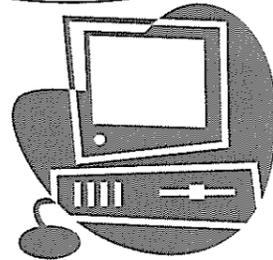


○受付期間(インターネット)

平成24年4月2日(月)～平成24年4月12日(木)
郵送又は持参の受付期間は4月2日～4月3日です

○試験の区分・採用予定者数

労働基準監督官A(法文系)約115名
労働基準監督官B(理工系)約25名



○試験日

第1次試験日 平成24年6月10日(日)
第2次試験日 平成24年7月18日(水)・平成24年7月19日(木)のうち指定された1日

○第1次試験日合格者発表日

平成24年7月3日(火)

○最終合格者発表日

平成24年8月22日(水)

○申込用紙等交付機関及び照会機関(沖縄県内)

- (1)沖縄労働局
- (2)各労働基準監督署、各公共職業安定所
- (3)人事院沖縄事務所(〒900-0022 那覇市樋川1-15-15)
Tel. 098-834-8400

○申込用紙提出先(第1次試験が那覇市の場合)

申込先 沖縄労働局
所在地 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
電話 098-868-4003

※郵送の場合は平成24年4月3日までの通信日付印有効

※受付はインターネット受付が基本となっております。

インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

申込用紙等交付機関・

申込用紙提出先は

こちら



県内企業の皆様へ 「働きやすい職場づくりを目指して」 ～沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度～



○ワーク・ライフ・バランスとは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

○ワーク・ライフ・バランス推進のメリットには

- ①優秀な人材の確保－仕事も生活も両方充実させたいと考える人達が増えてきており、両立支援の取組みは人材確保のための大きなアピールになります。
- ②社員のやる気を引き出し、生産性アップ－仕事以外の活動が充実することで心身がリフレッシュされ、また身についた経験等が仕事に生かされます。
- ③業務の見直し・効率化－残業を減らし休暇を取得しやすくするため、業務の進め方や人事管理を工夫するきっかけとなります。

○沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度とは

沖縄県では、社員が仕事と生活を調和させながら、もてる能力を最大限に発揮できるように支援する企業に対し認証を行っています。

○認証の要件

①沖縄県内の本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること

②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること

③ワーク・ライフ・バランス実現のための制度・実績があり、法を上回る労働条件等の整備を行っていること。

○認証のメリット

- ①認証された企業には認証書が交付されます。
- ②企業の概要やワーク・ライフ・バランスの取り組みの内容、また企業としてPRしたい事項を県のホームページ上に掲載します。
- ③県が発行する広報誌やパンフレットなどに掲載されます。

◇お問い合わせ・お申込み先・・・沖縄県労政能力開発課労政福祉班

(電話：098-866-2366)

定年後再雇用された者の年休の取扱いについて

★相談内容★

当社では定年退職者の再雇用制度を導入したいと考えています。労働条件は、基本給を定年の8割保証し身分は嘱託として引き続き雇用する内容です。この場合、定年時の未消化の年休は消滅するのか、それとも再雇用後も付与すべき者だろうか、アドバイスを。

★回答★

定年退職後の再雇用者の年休の継続性については、勤務状況等に実質の変更がないときは「継続勤務」に該当するので当然、付与すべきです。

(ポイント)

1、労働基準法は、年次有給休暇について「使用者は、その雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日（最低付与日数）の有給休暇を与えなければならない。」と定めています。法第39条第1項）上記の継続勤務要件は平成6年以前は「1年」でしたが同年の4月1日から「6ヶ月」に改正されました。

2、そして使用者は、1年6ヶ月以上勤務した労働者に対しては、6ヶ月を超える継続年数1年ごとに10労働日に1労働日を加算した有給休暇を与えなければなりません。ただし、総日数が20日を超える日数については有給休暇を与える必要はありません。（法第39条第2項）問題は、定年退職者が嘱託等として再雇用される場合ですが、その定年時における未消化の年次有給休暇が消滅するか、どうかです。一般に年次有給休暇は、退職によって消滅するが、それは雇用関係が存在しない以上休暇をとること事態がもはや不可能だからです。ところが、定年退職後の再雇用制は、確かに、賃金のその他の労働条件は大きく変わり、正社員から嘱託へと切り替えられるわけですが、それは雇用契約の改定であって雇用関係そのものが消滅するわけではありません。従って定年に達した労働者でも、再雇用された者については定年時の未消化の年次有給休暇は消滅しないので再雇用後にこれを与えなければなりません。

3、なお、次に問題となるのが再雇用後に発生する年次有給休暇の扱いです。

前述したように、法39条は「継続勤務」を年次有給休暇発生要件の一つとしていますが、「定年退職者を嘱託等として再雇用した場合には、これらはいずれも形式的には従前の労働契約とその後の労働契約は別個のものであるが、単なる企業内における身分の切替であって実質的には雇用関係が継続していると認められる」を示されているので当然、再雇用後も定年前と全く同じように年次有給休暇が発生します。

平成23年取扱事件の概況について

今回は、平成23年に当委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成23年に取り扱った不当労働行為事件は8件で、そのうち4件が、救済命令、取下げ及び和解で終結し、他の4件については平成24年へ繰り越してなっています。審査の実施状況については、下記のとおりです。

平成23年12月31日現在

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立年月日 終結年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審問の期間 の日数
1	平成22年(不)第3号 宮古島市事件	・団体交渉応諾 ・支配介入	H22.7.21	命令 (一部救済)	4回	2回	353日 (1年)
			H23.7.8				
2	平成22年(不)第4号 タビック沖縄(ユニオンホテル南城)事件	・団体交渉応諾	H22.10.13	取下げ	1回	0回	104日 (4ヶ月)
			H23.1.24				
3	平成22年(不)第5号 宮古毎日新聞社事件	・不利益取扱 ・団体交渉応諾	H22.12.13	命令 (一部救済)	4回	2回	362日 (1年)
			H23.12.9				
4	平成22年(不)第6号 沖縄セメント工業(株)事件	・団体交渉応諾	H22.12.27	次年繰越	6回	2回	継続中
			-				
5	平成23年(不)第1号 沖縄セメント工業(株)事件	・不利益取扱 ・支配介入	H23.4.12	次年繰越	5回	0回	継続中
			-				
6	平成23年(不)第2号 (福)友愛会(宮古の里)事件	・団体交渉応諾	H23.5.17	和解 (無関与)	2回	0回	140日 (5ヶ月)
			H23.10.3				
7	平成23年(不)第3号 沖縄セメント工業(株)事件	・不利益取扱 ・支配介入	H23.7.12	次年繰越	1回	-	継続中
			-				
8	平成23年(不)第4号 沖縄セメント工業(株)事件	・団体交渉応諾	H23.8.22	次年繰越	3回	-	継続中
			-				

※ No. 5及びNo. 7は、平成23年10月19日に併合し、併合後2回（併合前と併せて通算8回）委員調査を実施している。

2 労働争議の調整

平成23年に取り扱った調整（あっせん）事件は4件で、すべて労働組合からの申請となっております。

(1) 取扱件数

(単位：件)

前年繰越	係属件数		終結状況					計	次年繰越
	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計		
1	3	4	0	1	0	1	2	2	

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

組合承認 組合活動	賃金等	給与以外の 労働条件	経営又は人事	団交促進	その他
1	0	0	3	2	0

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

医療・福祉	サービス業	公務	その他	計
1	1	1	0	3

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成23年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は3件で、すべて労働者からの申請となっております。業種は卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業及びその他サービス業それぞれから1件づつ、あっせん申請事項は解雇や配置転換、嫌がらせに関することとなっております。また、終結状況としては、打切りが1件、不開始が2件となっております。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL:098-866-2551
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
平成13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	101.5	101.9
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
23年 1月	31,754	273,186	12,461	116,063	51	7.6	38,064	11,608	0.30	1,583	99.7	99.5
2月	31,705	274,341	12,449	114,866	44	6.6	40,831	13,652	0.33	1,828	99.5	99.5
3月	31,561	272,978	12,420	112,882	41	6.2	45,742	15,442	0.34	2,933	99.7	99.8
4月	32,049	279,033	12,347	114,424	46	6.9	48,257	13,559	0.28	2,565	99.8	99.9
5月	32,051	277,090	12,362	115,732	51	7.8	47,967	12,132	0.25	2,063	99.8	99.9
6月	32,060	279,163	12,442	115,038	50	7.6	46,438	12,312	0.27	2,160	99.9	99.7
7月	32,034	274,361	12,595	118,769	49	7.3	46,153	12,303	0.27	2,066	100.2	99.7
8月	31,982	274,069	12,572	118,491	49	7.4	48,494	12,756	0.26	1,958	100.6	99.9
9月	31,981	272,606	12,566	120,785	44	6.6	47,135	13,310	0.28	2,143	100.4	99.9
10月	31,938	269,427	12,607	122,375	41	6.2	44,841	13,248	0.30	2,132	100.3	100.0
11月	31,925	270,179	12,719	121,495	44	6.6	39,437	12,606	0.32	1,922	99.6	99.4
12月	31,850	268,117	12,761	123,342	48	7.1	35,762	12,157	0.34	1,706	99.7	99.4
資料 出 所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
23年 1月	140.5	147.6	128.8	137.5	11.7	10.1	303,301	234,419	289,701	233,925	13,600	494
2月	145.6	144.5	133.6	135.1	12.0	9.4	294,764	239,003	290,859	232,967	3,905	6,036
3月	149.5	154.8	137.4	144.5	12.1	10.3	308,743	245,864	291,198	237,201	17,545	8,663
4月	149.3	152.5	139.3	143.7	10.0	8.8	302,655	234,059	293,186	233,166	9,519	893
5月	142.2	146.4	131.0	137.0	11.2	9.4	303,275	231,820	288,598	231,328	14,677	492
6月	155.1	153.2	143.6	144.5	11.5	8.7	529,985	404,274	292,459	233,808	237,526	170,466
7月	152.5	152.5	140.6	143.1	11.9	9.4	367,362	276,855	262,709	233,771	104,653	43,084
8月	148.4	153.8	137.0	144.3	11.4	9.5	300,727	249,316	290,415	234,477	10,312	14,839
9月	150.4	151.0	138.5	141.8	11.9	9.2	297,953	235,343	292,215	234,432	5,738	911
10月	150.0	151.4	137.7	141.9	12.3	9.5	300,876	233,629	293,888	232,789	6,988	840
11月	152.9	150.2	139.8	140.8	12.3	9.4	314,536	234,360	293,350	233,561	21,186	799
12月	150.1	151.1	137.4	140.6	12.7	10.5	668,705	483,213	293,666	235,317	375,039	247,896
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」117号 (琉球労働から通巻191号)

2012年3月30日発行

編集・発行/沖縄県商工労働部労政能力開発課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL (098) 866-2366

FAX (098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人/武田 智

印刷所/㈲アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL (098) 944-1355

FAX (098) 944-1716